

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前掲註印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
パプアニュー ギニア	ニューアヲリテソ国道橋梁 ^{橋梁} 架け替 え計画のための贈与に関する日 本国政府とパプアニューギニア 独立国政府との間の交換公文	ニューアヲリテソ国道橋梁 ^{橋梁} 架け替え計画を実施するため に必要な生産物及び役務の購入	3,160,000千円 H31. 4. 30まで	H27. 1. 23 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 松本盛雄在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 リ ムビソク・パト外務移民 大臣	H27. 2. 9 36号
パプアニュー ギニア	パプアニューギニア独立国政府 に対する贈与に関する日本国政 府とパプアニューギニア独立国 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	300,000千円 -----	H27. 5. 29 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 松本盛雄在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 リ ムビソク・パト外務移民 大臣	H27. 6. 15 190号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。